

【令和3年改正・令3.1.29第14号通達】商登法ⅡP87～89

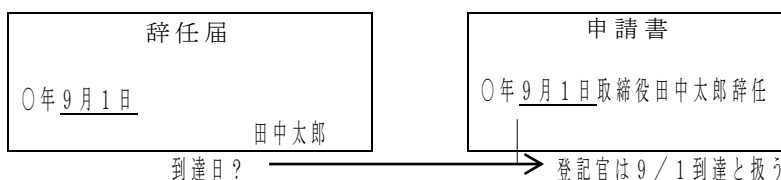
(6) 役員 の 辞任

①原因・日付

日付	辞任の意思表示が会社に <u>到達した日</u> (注) 条件付・期限付の辞任も認められる。 ※ただし、会社に不利益をもたらすような条件や期限を付すことはできない。
原因	「辞任」

(注) 登記申請書に記載された登記原因年月日としての退任日と辞任届に記載された辞任の日が一致している場合

⇒辞任届がその日に会社に到達したものとして、当該登記申請は受理される(実務相談3 P49参照)



②添付書面

a 辞任届

b 席上自ら辞任を表明し、かつ、その旨が株主総会議事録又は取締役会議事録等に記載があれば援用可能

c 辞任届受領の事実が株主総会で報告されただけ

⇒援用不可(商事法務1225号P48参照)

※本人の意思表示が伝聞形式で議事録に記載されるにすぎないため。

d 本人以外の第三者が席上意思表示をしている場合(伝聞)

⇒援用不可

e 定款不要

※当該辞任が定款所定の員数を欠くことにならず、権利義務に該当していないことについての証明は不要ということ。

f 成年被後見人・被保佐人が取締役等を辞任する場合(令3.1.29第14号)

ア 成年被後見人が成年被後見人に代わって辞任の意思表示をする場合

⇒『成年被後見人(作成)の辞任届』+『成年被後見登記事項証明書』

イ 成年被後見人が辞任の意思表示をする場合(通達はこれを認める)

⇒『成年被後見人の辞任届』

ウ 被保佐人が辞任の意思表示をする場合

⇒『被保佐人の辞任届』

※被保佐人が自ら辞任の意思表示をする。

③ 権利義務に該当した取締役・会計参与・監査役は辞任不可

④ 代表取締役等の辞任による変更の登記（規61Ⅷ）

- a 全ての代表者が登記所に印鑑を提出していない会社の代表者が辞任する場合
⇒ 当該代表者が辞任を証する書面に押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書を添付しなければならない
- b 登記所に印鑑を提出している者がある場合
⇒ 辞任を証する書面に押印した印鑑とその者が登記所に提出している印鑑とが同一であるときは、印鑑証明書の添付不要

代表取締役
代表執行役
代表取締役である取締役（注）
代表執行役である執行役（注）

辞任届
東京都〇〇区〇〇〇〇
代表取締役 田中太郎 実

+

印鑑証明書
実
東京都〇〇区〇〇〇〇
田中太郎

辞任届
東京都〇〇区〇〇〇〇
代表取締役 田中太郎 届

⇒

印鑑証明書
東京都〇〇区〇〇〇〇
田中太郎

（注）代表取締役である取締役・代表執行役である執行役が、取締役・執行役として辞任すると代表取締役・代表執行役としても前提資格喪失により退任することになる（「年月日代表取締役〇〇〇〇資格喪失により退任」等）が、この場合の辞任届についても、届出印での押印がない以上、印鑑証明書の添付が必要となる。

- c 成年後見人が成年被後見人に代わって辞任の意思表示をする場合
⇒成年後見人が辞任届に押印した印鑑につき市区町村長作成の印鑑証明書を添付する
- ア 登記所に印鑑を提出している会社
⇒辞任する成年被後見人が当該印鑑を提出している者である場合に
限って市区町村長作成の印鑑証明書を添付する
- イ 登記所に印鑑を提出していない会社
⇒辞任する成年被後見人が会社の代表者である場合に限って市区
町村長作成の印鑑証明書を添付する
- d 成年被後見人本人が辞任の意思表示をする場合
⇒成年被後見人が辞任届に押印した印鑑につき市区町村長作成の印
鑑証明書を添付する
- ア 登記所に印鑑を提出している会社
⇒辞任する成年被後見人が当該印鑑を提出している者である場合
に限って市区町村長作成の印鑑証明書を添付する
- イ 登記所に印鑑を提出していない会社
⇒辞任する成年被後見人が会社の代表者である場合に限って市区
町村長作成の印鑑証明書を添付する
- ウ 当該印鑑と当該被後見人が登記所に提出している印鑑が同一であ
るとき
⇒印鑑証明書の添付不要
- e 被保佐人本人が辞任の意思表示をする場合は、
⇒被保佐人が辞任届に押印した印鑑につき市区町村長作成の印鑑証
明書を添付する
- ア 登記所に印鑑を提出している会社
⇒辞任する被保佐人が当該印鑑を提出している者である場合に限
って市区町村長作成の印鑑証明書を添付する
- イ 登記所に印鑑を提出していない会社
⇒辞任する被保佐人が会社の代表者である場合に限って市区町
村長作成の印鑑証明書を添付する
- ウ 当該印鑑と当該被保佐人が登記所に提出している印鑑が同一であ
るとき
⇒印鑑証明書の添付不要